

# 東京都立あきる野学園PTA規約

## ■第1章 名称・事務所■

第1条 本会は、「東京都立あきる野学園PTA」と称し、事務所をあきる野学園（東京都あきる野市上代継123-1）におく。

## ■第2章 目的■

第2条 本会は、次のことを目的とする。

- 1 会員相互の協力によって、本校教育の発展に努める。
- 2 会員相互の協力によって、本校児童生徒の福祉の向上と増進をはかる。
- 3 会員相互の文化的向上と、親和に努める。

## ■第3章 運営■

第3条 本会は、次の方針に基づいて運営する。

- 1 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他の諸団体や機関と協力する。又、特定の宗教や政党にかたよることなく、営利事業に利用されない。
- 2 本会は、自主独立の団体であって、外からの支配や干渉を受けない。
- 3 学校の経営や人事に干渉しない。

## ■第4章 会員■

第4条 本会の会員は、本校に在学する児童生徒の保護者またはこれに代わる者、及び教職員とする。

## ■第5章 会計■

第5条 本会の会費は、一世帯あたり月額350円とする。但し、訪問籍については、月額175円とする。事情により減免することができる。学校介護職員については月額175円とする。

第6条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第7条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## ■第6章 執行部役員及び部員■

第8条 本会に次の執行部役員及び部会をおく。

- 1 執行部役員
  - ① 会長
  - ② 副会長
  - ③ 書記
  - ④ 会計
  - ⑤ 会計監査
  - ⑥ 顧問

## 2 執行部役員の構成

- ① 会長は、保護者1名とする
- ② 副会長・書記・会計・会計監査の人数は、執行部役員会で決定する。  
会長を輩出していない部門の副会長は、部門会長とする。
- ③ 副会長は、保護者と副校長とする
- ④ 会計は、保護者とする。
- ⑤ 書記・会計監査は、保護者と教職員とする
- ⑥ 顧問は、校長とする。

## 3 部会

P T Aの活動を円滑に行うため、下記の部会を設け、部会員は、有志によって運営する。  
また、これらの部は、状況によっては設置しないことができることとする。

- ① 地域防災部
- ② 保護者交流部

## ■第7章 執行部役員の選任■

- 1 執行部役員の選任は保護者により選出し候補者を会員に周知し了承を得る。
- 2 執行部役員の役職は、会員に周知され了承された候補者同士による互選会において、原案を作り、総会で承認する。
- 3 執行部役員は有志の保護者とする。なお、教職員については、管理職の副会長と相談し、教職員の担当を選出する。

### 第9条 執行部役員の任務

- 1 会長は本会を代表し、P T A連合会等の会議に出席するとともに、会務を統轄し、総会、執行部役員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。なお、会長と異なる部門の副会長には、部門会長として部門が所属するP T A連合会等の理事会等対外的な活動において、会長としての参加を認める。
- 3 書記は各種会議の議事を記録し、会議に関する資料を保管し、必要に応じて通信を発行する。
- 4 会計は本会の金銭の出納、及び記録、その他会計に関する事務を行い、また、会計監査を受け、総会において、予算決算の報告をする。
- 5 会計監査は本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 6 執行部役員は、連携団体との調整を図る。

## ■第8章 総会■

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、会長が召集し、会員の2分の1（委任状を含む）の出席をもって成立する。定期総会は、年1回開かれる。

第11条 総会はあらかじめ通知された議案について審議を行い、出席者の過半数の同意をもって議決する。

第12条 臨時総会は執行部会が必要と認めたとき、または、3分の1以上の会員の要求があったとき、すみやかに開かなければならない。

第13条 総会は次の事項を審議し、議決する。

- 1 事業報告の承認
- 2 活動報告の承認
- 3 決算報告の承認
- 4 監査報告の承認
- 5 執行部役員の承認
- 6 事業計画の決定
- 7 予算の決定
- 8 規約の改正
- 9 その他必要と認められる事項

## ■第9章 執行部役員会■

第14条 執行部役員会は会長、副会長、書記、会計で構成される。

- 1 執行部役員会は学期に2回程度開き、本会の運営、事業等の企画、審議及び調整していく。ただし、必要に応じて開くことができる。
- 2 総会に提出する報告書及び議案を作成する。
- 3 緊急事項の処理を行うことができる。

## ■第10章 部会■

第15条 部会の活動は、以下のとおりとする。

- 1 地域防災部  
地域との連携し、防災に関する活動を行う。
- 2 保護者交流部  
保護者の交流や文化活動に関する活動を行う。

## ■第11章 弔慰規定■

第16条 本会の会員及び児童、生徒の弔慰に対し、次の事項に従い弔慰の意を表す。

- 1 会員及び児童、生徒の不幸に対しては、弔慰金5,000円とする。
- 2 その他の事項について、その都度、執行部役員会が協議して決める。
- 3 その弔慰に対する返礼は受けないこととする。

## ■第12章 規約の改正■

第17条 本会の規約の改正は総会において決定する。ただし、会の迅速な運営のため、総会を待たずに、執行部役員会において改正内容を審議・決定し、暫定的に決定された規則に従い会を運営し、次年度の総会で改正を確認する

## ■第13章 その他■

第18条 この規約に記載のない詳細については別途、執行部役員会にて決定する。

## 付則

- 本規約は、平成9年度の総会より施行する。
- 本規約は、平成10年5月8日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成11年4月27日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成12年4月28日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成13年4月25日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成15年4月28日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成16年4月30日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成18年4月28日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成19年4月27日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成20年4月25日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成21年3月5日の臨時総会より一部改正する。
- 本規約は、平成23年5月9日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成24年5月7日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成25年5月8日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成26年5月9日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成27年4月24日の総会より一部改正する。
- 本規約は、平成28年2月26日の臨時総会より一部改正する。
- 本規約は、平成31年4月26日の総会より改正する。
- 本規約は、令和2年4月24日の総会より改正する。
- 本規約は、令和3年4月23日の総会より改正する。
- 本規約は、令和4年4月11日の臨時総会より一部改正する。